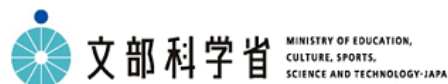


就学援助実施状況等調査結果

- ◆ 平成30年7月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「平成29年度要保護及び準要保護児童生徒数」及び「平成30年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果を取りまとめたもの。
- ◆ 令和元年7月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「平成30年度要保護及び準要保護児童生徒数」及び「平成31(令和元)年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果の一部を取りまとめたもの。

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム
(令和2年3月)

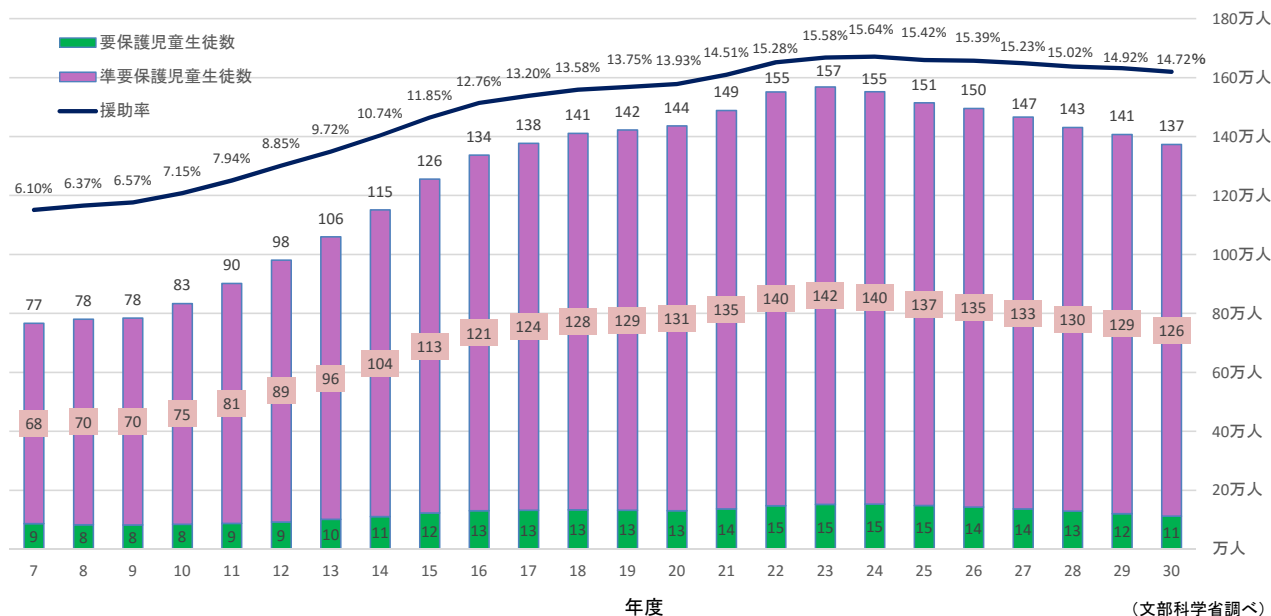


(本調査結果利用上の留意点)

- 本調査結果は、小中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)の児童生徒を対象として実施される就学援助について、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は、各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は、当該年度内に、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等(学用品費のほか、通学費、修学旅行費など)が支給されたものであり、給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は、各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数においては、いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが、その内訳は把握していない。
- 就学援助率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。
- 要保護児童生徒のうち、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(以下、「就学援助法」という。)の補助対象者は一部である。(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため。)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移（H7～H30）

- 平成29年度要保護及び準要保護児童生徒数（以下「就学援助対象者数」という。）は、**1,407,088人**（対前年度▲23,723人）
平成30年度就学援助対象者数は、**1,374,897人**（対前年度▲32,191人）で7年連続減少。
- 平成29年度就学援助率は**14.92%**（対前年度▲0.10ポイント）、平成30年度就学援助率は**14.72%**（対前年度▲0.20ポイント）で6年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

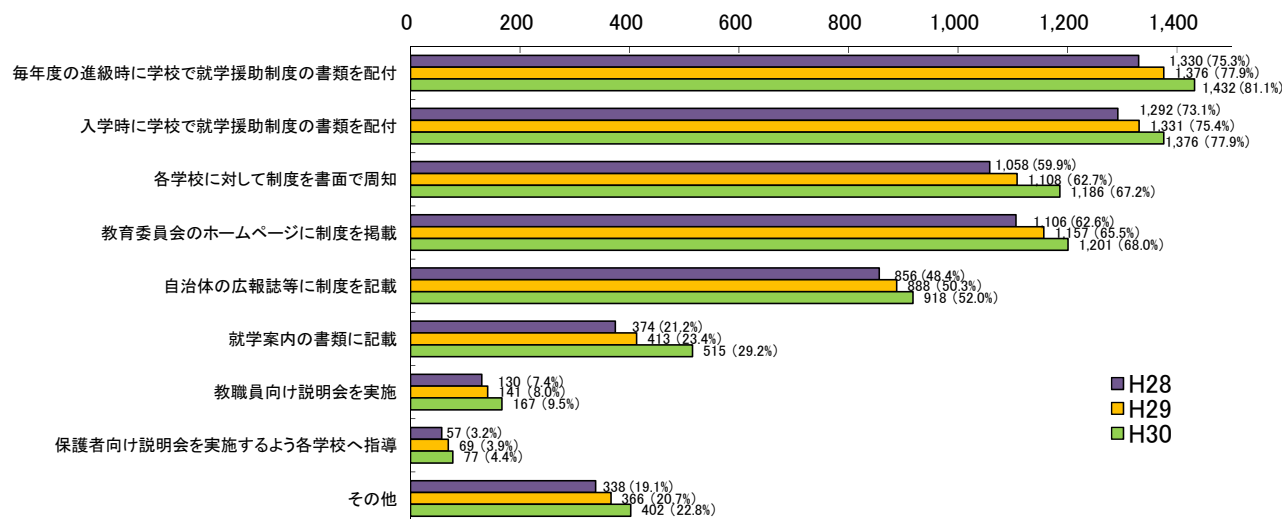
※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

平成30年度就学援助制度の周知状況 （子供の貧困に関する指標）

子供の貧困に関する指標

- 入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合
1,226／1,766市町村 69.4%（対前年度 +3.8ポイント）

- 就学援助制度の周知について、前年度に比べて全ての項目でその割合が増加している。



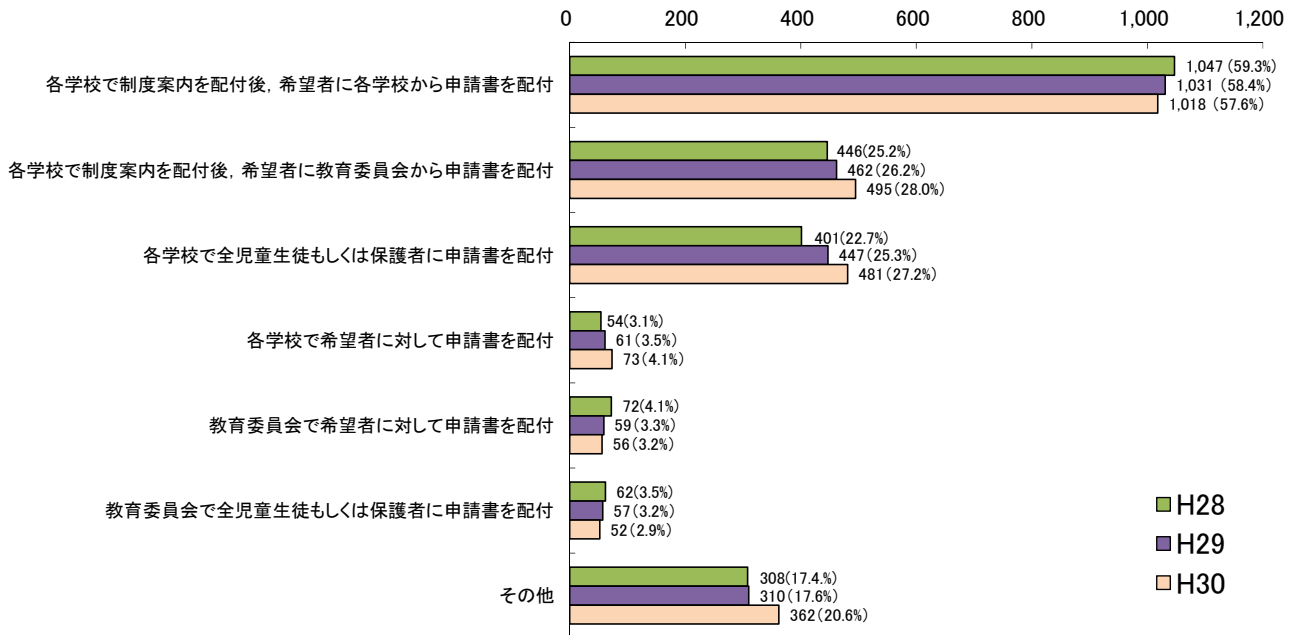
※ 複数回答可。

※ 「その他」としては、「入学説明会開催時に就学援助制度の書類を配付」や「民生委員に対して周知」する例などがある。

※ 回答市町村数（H28:1,767、H29:1,766、H30:1,766）

平成30年度就学援助制度 (申請書の配付方法)

○「各学校で就学援助の制度案内を配布後、希望者に申請書を学校で配布している」と回答した割合が57.6%と最も高い。



※ 複数回答可。
 ※ 「その他」としては、「前年度認定者に対し申請書を郵送」、「民生委員を通じて申請書を配布」などがある。
 ※ 回答市町村数 (H28: 1,767, H29: 1,766, H30: 1,766)

平成30年度就学援助制度 (準要保護認定基準の概要)

○市町村が実施する準要保護への就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。
 ○主な認定基準のうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体は**74.9%**。
 ○「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、**生活保護基準の1.2倍を超え、1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多い。**

認定基準の主なもの	H30自治体数 (複数回答)	H29自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,340 (75.9%)	1,325 (75.0%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,322 (74.9%)	1,318 (74.6%)
児童扶養手当の支給	1,317 (74.6%)	1,300 (73.6%)
市町村民税の非課税	1,304 (73.8%)	1,284 (72.7%)
市町村民税の減免	1,126 (63.8%)	1,117 (63.3%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,105 (62.6%)	1,085 (61.4%)
国民年金保険料の免除	1,102 (62.4%)	1,086 (61.5%)

自治体における 基準の係数(倍率)	H30自治体数	H29自治体数
～ 1.1倍以下	179 (10.1%)	188 (10.6%)
～ 1.2倍以下	222 (12.6%)	226 (12.8%)
～ 1.3倍以下	695 (39.4%)	682 (38.6%)
～ 1.4倍以下	44 (2.5%)	38 (2.2%)
～ 1.5倍以下	171 (9.7%)	174 (9.9%)
1.5倍超	11 (0.6%)	10 (0.6%)
計	1,322 (74.9%)	1,318 (74.6%)

※パーセンテージは、回答市町村数(H29: 1,766, H30: 1,766)に対する割合である。

平成30年度就学援助制度 (準要保護の援助単価)

【国の補助金の予算単価と市町村の援助単価の比較】

○平成29年度予算単価と同額以上の市町村は前年度に比べ増加しており、国の予算単価を参考に援助単価の引き上げを実施した市町村がみられた。

費 目	学校種	実費及び現物支給 と回答した市町村数	国のH30予算単価と 同額以上の単価を 設定している市町村数 (上限額又は一定額)	国のH29予算単価と 同額以上の単価を 設定している市町村数 (上限額又は一定額)	H30予算単価	H29予算単価
学用品費	小学校	20	289	1,616(+58) ※H29調査時点 1,558	11,520円 (+100円)	11,420円
	中学校	20	278	1,601(+60) ※H29調査時点 1,541	22,510円 (+190円)	22,320円
新入学児童生徒 学用品費等	小学校	10	1	1,498(+319) ※H29調査時点 1,179	50,600円 (+10,000円)	40,600円 (+20,130円)
	中学校	14	4	1,506(+321) ※H29調査時点 1,185	57,400円 (+10,000円)	47,400円 (+23,850円)
通学費	小学校	366	0	51(±0) ※H29調査時点 51	39,620円 (+330円)	39,290円
	中学校	374	0	53(±0) ※H29調査時点 53	80,070円 (+660円)	79,410円
修学旅行費	小学校	918	63	542(+28) ※H29調査時点 514	21,670円 (+180円)	21,490円
	中学校	938	56	599(+66) ※H29調査時点 533	60,300円 (+2,710円)	57,590円

※ 回答市町村数(H30:1,766)

※「実費」「現物支給」「上限額」「一定額」と回答した市町村以外には「その他」(市町村単費による無償化、一定額と現物支給の併給など)と回答した市町村がある。

平成30年度就学援助制度 (準要保護の認定基準等の変更状況)

○平成29年度から平成30年度にかけて、準要保護の認定基準等を変更した462市町村のうち、**166市町村が援助単価の引き上げ**、**71市町村が援助費目の拡大**、**44市町村が認定要件の増設や認定基準の緩和等により対象範囲を拡大**した。

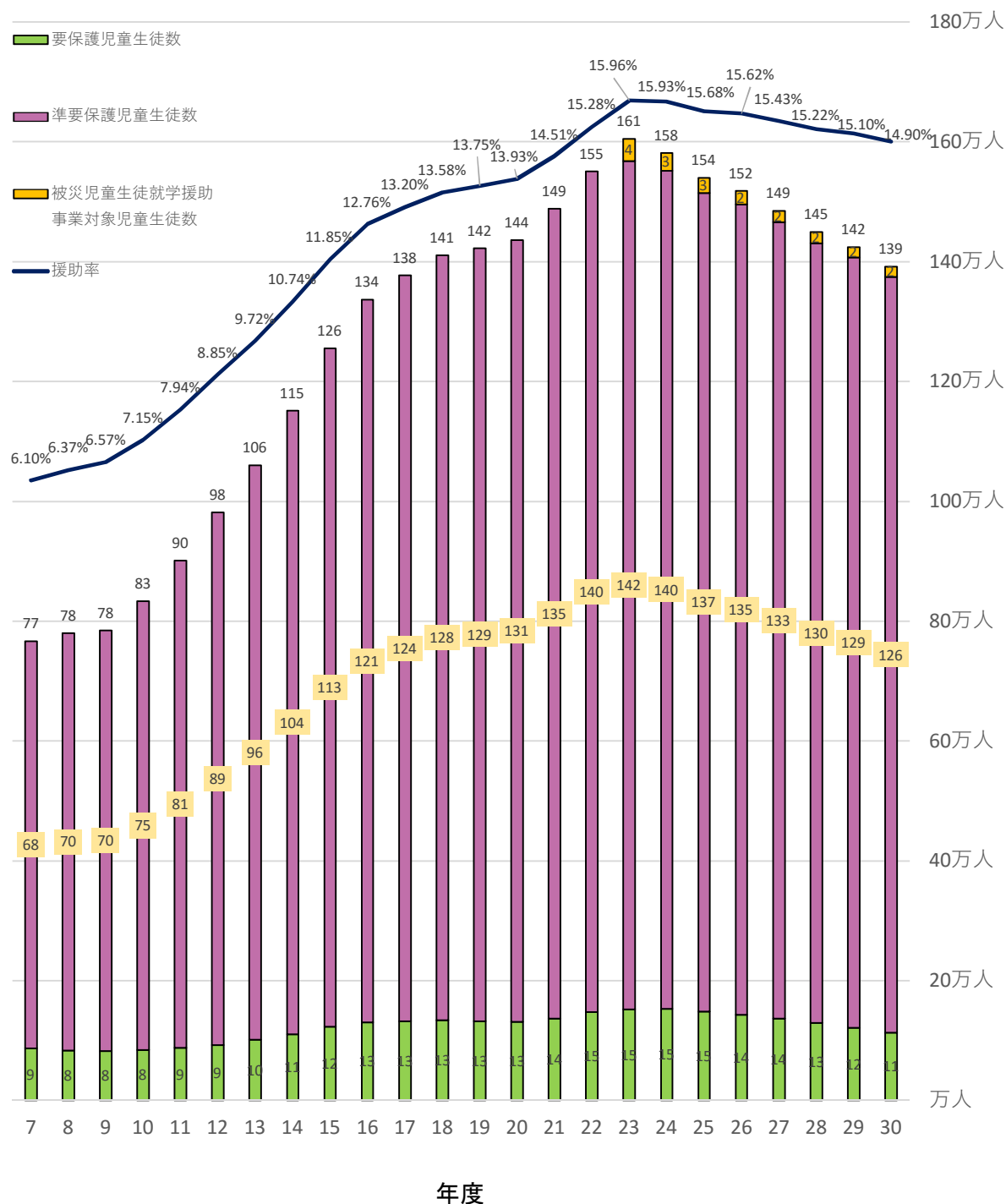
変更内容 変更理由	①援助単価			②援助費目			③認定基準の改			④認定基準の運用			⑤その他
	ア. 引き上げ	イ. 引き下げ	ウ. 一部引き上げ、 一部引き下げ	エ. 拡大	オ. 縮小	カ. 一部拡大、一部 縮小	キ. 認定基準の増 加(新たな認定要件 を追加)	ク. 認定基準の減 少(従来の認定要 件の一部を削除)	ケ. 認定基準の一部 増加、一部減少	コ. 所得基準額や 率の引き上げ等によ って対象範囲を拡 大する方向での認 定基準の改正	サ. 所得基準額や 率の引き下げ等によ って対象範囲を縮 小する方向での認 定基準の改正	シ. 対象範囲を一部 拡大、一部縮小す る方向での認定基 準の改正	ス. その他
ア. 自治体の財政上の理由による見直し	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
イ. 市区町村合併による見直し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウ. 公平性、適正化の観点からの見直し	11	0	7	11	2	4	6	4	3	10	5	6	16
エ. 他市区町村との比較による見直し	28	0	10	20	0	4	5	2	2	21	4	8	7
オ. 基準の明確化・明文化による見直し	2	0	1	2	0	0	5	5	5	4	0	5	2
カ. 他制度の変更や物価変動を踏まえた 見直し(自主的に見直した場合)	11	1	3	4	1	0	0	1	0	5	2	1	3
キ. 他制度の変更等に連動した見直し(自 動的に変動する場合)	9	2	9	0	6	2	0	0	0	0	4	0	1
ク. 要保護児童生徒援助費補助金の制 度・運用等の変更に伴う見直し	100	0	45	21	0	9	1	0	1	1	2	3	20
ケ. その他	4	0	6	13	4	2	0	3	1	3	0	3	10
合 計	166 (36.1%)	4 (0.9%)	81 (17.6%)	71 (15.4%)	13 (2.8%)	21 (4.6%)	17 (3.7%)	15 (3.3%)	12 (2.6%)	44 (9.6%)	18 (3.9%)	27 (5.9%)	60 (13.0%)

※ 変更内容①～⑤については複数回答可。変更理由は主な理由を1つ選択。

※パーセンテージは、準要保護の認定基準等を変更した462市町村に対する割合である。

参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移
 ＜被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む＞
 （平成7年度～平成30年度）



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数：東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（平成23年度～平成26年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金・平成27年度～平成30年度被災児童生徒就学支援等事業交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について
<被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む>

参考1-2

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数(c)	合計 (a + b + c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成26年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)
平成27年度	136,798人 (1.42%)	1,329,336人 (13.81%)	18,952人 (0.20%)	1,485,086人 (15.43%)
平成28年度	129,320人 (1.36%)	1,301,491人 (13.66%)	18,688人 (0.20%)	1,449,499人 (15.22%)
平成29年度	121,167人 (1.28%)	1,285,921人 (13.64%)	17,111人 (0.18%)	1,424,199人 (15.10%)
平成30年度	113,381人 (1.21%)	1,261,516人 (13.51%)	17,025人 (0.18%)	1,391,922人 (14.90%)

(注)

(1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

平成29年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

ー被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含むー

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数	合計	公立小中学 校児童生徒 総数	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む）
	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数	要保護・準 要保護児童 生徒数合計				要保護児童生徒	準要保護児童生徒	要保護・準 要保護児童 生徒合計	
	(A)	(B)					(A) / (F)	(B) / (F)		
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	11,699	63,894	75,593	167	75,760	371,448	3.15	17.20	20.35	20.40
青森県	908	15,848	16,756	33	16,789	91,661	0.99	17.29	18.28	18.32
岩手県	667	9,404	10,071	2,616	12,687	92,468	0.72	10.17	10.89	13.72
宮城県	1,822	16,823	18,645	7,012	25,657	175,645	1.04	9.58	10.62	14.61
秋田県	493	8,533	9,026	48	9,074	66,700	0.74	12.79	13.53	13.60
山形県	297	5,410	5,707	489	6,196	82,999	0.36	6.52	6.88	7.47
福島県	677	14,169	14,846	3,392	18,238	140,963	0.48	10.05	10.53	12.94
茨城県	1,199	15,543	16,742	124	16,866	224,278	0.53	6.93	7.46	7.52
栃木県	1,001	10,509	11,510	117	11,627	153,943	0.65	6.83	7.48	7.55
群馬県	555	11,175	11,730	66	11,796	154,388	0.36	7.24	7.60	7.64
埼玉県	5,778	67,213	72,991	230	73,221	552,020	1.05	12.18	13.22	13.26
千葉県	4,690	37,224	41,914	76	41,990	464,623	1.01	8.01	9.02	9.04
東京都	13,020	134,237	147,257	228	147,485	808,086	1.61	16.61	18.22	18.25
神奈川県	8,667	90,698	99,365	160	99,525	656,022	1.32	13.83	15.15	15.17
新潟県	1,058	29,049	30,107	348	30,455	166,684	0.63	17.43	18.06	18.27
富山県	78	5,293	5,371	13	5,384	79,247	0.10	6.68	6.78	6.79
石川県	219	12,044	12,263	36	12,299	89,833	0.24	13.41	13.65	13.69
福井県	140	5,156	5,296	9	5,305	63,497	0.22	8.12	8.34	8.35
山梨県	262	5,974	6,236	9	6,245	61,147	0.43	9.77	10.20	10.21
長野県	470	18,025	18,495	28	18,523	165,085	0.28	10.92	11.20	11.22
岐阜県	431	12,300	12,731	24	12,755	163,740	0.26	7.51	7.78	7.79
静岡県	1,781	19,333	21,114	9	21,123	286,720	0.62	6.74	7.36	7.37
愛知県	4,501	60,876	65,377	44	65,421	611,926	0.74	9.95	10.68	10.69
三重県	899	16,675	17,574	13	17,587	142,116	0.63	11.73	12.37	12.38
滋賀県	919	14,423	15,342	7	15,349	121,336	0.76	11.89	12.64	12.65
京都府	4,505	28,914	33,419	62	33,481	182,580	2.47	15.84	18.30	18.34
大阪府	18,329	126,158	144,487	68	144,555	642,935	2.85	19.62	22.47	22.48
兵庫県	7,249	55,181	62,430	46	62,476	424,751	1.71	12.99	14.70	14.71
奈良県	1,430	11,323	12,753	8	12,761	99,222	1.44	11.41	12.85	12.86
和歌山県	536	10,011	10,547	3	10,550	68,563	0.78	14.60	15.38	15.39
鳥取県	408	6,499	6,907	7	6,914	43,838	0.93	14.83	15.76	15.77
島根県	361	7,826	8,187	3	8,190	52,110	0.69	15.02	15.71	15.72
岡山県	1,864	19,685	21,549	31	21,580	150,089	1.24	13.12	14.36	14.38
広島県	2,977	43,485	46,462	17	46,479	217,823	1.37	19.96	21.33	21.34
山口県	661	21,012	21,673	16	21,689	102,003	0.65	20.60	21.25	21.26
徳島県	655	6,794	7,449	3	7,452	53,095	1.23	12.80	14.03	14.04
香川県	608	10,019	10,627	6	10,633	76,032	0.80	13.18	13.98	13.98
愛媛県	962	12,471	13,433	13	13,446	103,818	0.93	12.01	12.94	12.95
高知県	1,035	11,145	12,180	4	12,184	47,175	2.19	23.62	25.82	25.83
福岡県	8,245	83,245	91,490	33	91,523	404,189	2.04	20.60	22.64	22.64
佐賀県	290	8,382	8,672	7	8,679	69,273	0.42	12.10	12.52	12.53
長崎県	1,676	17,020	18,696	6	18,702	105,515	1.59	16.13	17.72	17.72
熊本県	1,390	19,528	20,918	1,424	22,342	144,435	0.96	13.52	14.48	15.47
大分県	837	14,158	14,995	4	14,999	88,229	0.95	16.05	17.00	17.00
宮崎県	941	13,664	14,605	11	14,616	89,194	1.06	15.32	16.37	16.39
鹿児島県	1,838	27,578	29,416	8	29,424	133,238	1.38	20.70	22.08	22.08
沖縄県	2,139	31,995	34,134	33	34,167	144,712	1.48	22.11	23.59	23.61
合計	121,167	1,285,921	1,407,088	17,111	1,424,199	9,429,394	1.28	13.64	14.92	15.10

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

平成29年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

ー被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含むー

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護児童数	準要保護児童数	要保護・準 要保護児童 数合計				要保護児童	準要保護児童	要保護・準 要保護児童 合計	
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)			(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	7,025	40,396	47,421	110	47,531	243,878	2.88	16.56	19.44	19.49
青森県	510	9,439	9,949	20	9,969	58,681	0.87	16.09	16.95	16.99
岩手県	406	5,762	6,168	1,617	7,785	59,875	0.68	9.62	10.30	13.00
宮城県	1,099	10,355	11,454	4,386	15,840	115,858	0.95	8.94	9.89	13.67
秋田県	269	5,255	5,524	32	5,556	43,243	0.62	12.15	12.77	12.85
山形県	179	3,258	3,437	334	3,771	53,700	0.33	6.07	6.40	7.02
福島県	399	8,712	9,111	2,095	11,206	90,657	0.44	9.61	10.05	12.36
茨城県	716	9,275	9,991	77	10,068	148,219	0.48	6.26	6.74	6.79
栃木県	589	6,509	7,098	64	7,162	101,577	0.58	6.41	6.99	7.05
群馬県	329	6,894	7,223	42	7,265	100,903	0.33	6.83	7.16	7.20
埼玉県	3,522	41,929	45,451	135	45,586	371,369	0.95	11.29	12.24	12.28
千葉県	2,832	22,964	25,796	32	25,828	312,913	0.91	7.34	8.24	8.25
東京都	7,834	84,827	92,661	132	92,793	576,002	1.36	14.73	16.09	16.11
神奈川県	5,104	58,860	63,964	83	64,047	450,878	1.13	13.05	14.19	14.20
新潟県	655	18,520	19,175	235	19,410	109,692	0.60	16.88	17.48	17.70
富山県	44	2,988	3,032	7	3,039	51,512	0.09	5.80	5.89	5.90
石川県	137	7,537	7,674	26	7,700	59,112	0.23	12.75	12.98	13.03
福井県	87	3,135	3,222	3	3,225	42,123	0.21	7.44	7.65	7.66
山梨県	165	3,643	3,808	3	3,811	39,970	0.41	9.11	9.53	9.53
長野県	278	10,952	11,230	15	11,245	108,407	0.26	10.10	10.36	10.37
岐阜県	265	7,432	7,697	21	7,718	107,661	0.25	6.90	7.15	7.17
静岡県	1,076	11,858	12,934	4	12,938	191,167	0.56	6.20	6.77	6.77
愛知県	2,843	38,076	40,919	28	40,947	411,954	0.69	9.24	9.93	9.94
三重県	557	10,451	11,008	7	11,015	94,466	0.59	11.06	11.65	11.66
滋賀県	585	9,189	9,774	4	9,778	81,471	0.72	11.28	12.00	12.00
京都府	2,709	18,172	20,881	43	20,924	123,793	2.19	14.68	16.87	16.90
大阪府	11,461	78,910	90,371	43	90,414	433,324	2.64	18.21	20.86	20.87
兵庫県	4,496	35,319	39,815	34	39,849	287,471	1.56	12.29	13.85	13.86
奈良県	872	7,120	7,992	4	7,996	66,581	1.31	10.69	12.00	12.01
和歌山県	322	6,233	6,555	1	6,556	45,679	0.70	13.65	14.35	14.35
鳥取県	244	4,093	4,337	5	4,342	29,030	0.84	14.10	14.94	14.96
島根県	215	4,900	5,115	1	5,116	34,546	0.62	14.18	14.81	14.81
岡山県	1,163	12,404	13,567	23	13,590	99,991	1.16	12.41	13.57	13.59
広島県	1,833	28,688	30,521	15	30,536	149,268	1.23	19.22	20.45	20.46
山口県	397	13,604	14,001	11	14,012	68,020	0.58	20.00	20.58	20.60
徳島県	377	4,125	4,502	2	4,504	34,742	1.09	11.87	12.96	12.96
香川県	368	6,167	6,535	3	6,538	50,436	0.73	12.23	12.96	12.96
愛媛県	609	7,679	8,288	10	8,298	68,962	0.88	11.14	12.02	12.03
高知県	623	7,265	7,888	1	7,889	32,841	1.90	22.12	24.02	24.02
福岡県	5,060	56,298	61,358	22	61,380	275,260	1.84	20.45	22.29	22.30
佐賀県	174	5,509	5,683	5	5,688	46,345	0.38	11.89	12.26	12.27
長崎県	1,022	10,623	11,645	4	11,649	70,454	1.45	15.08	16.53	16.53
熊本県	852	12,396	13,248	942	14,190	97,063	0.88	12.77	13.65	14.62
大分県	524	9,046	9,570	3	9,573	59,186	0.89	15.28	16.17	16.17
宮崎県	545	8,667	9,212	9	9,221	60,564	0.90	14.31	15.21	15.23
鹿児島県	1,142	18,237	19,379	6	19,385	89,572	1.27	20.36	21.64	21.64
沖縄県	1,281	20,831	22,112	17	22,129	98,650	1.30	21.12	22.41	22.43
合計	73,794	814,502	888,296	10,716	899,012	6,347,066	1.16	12.83	14.00	14.16

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

平成29年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

ー被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含むー

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護生徒数	準要保護生徒数	要保護・準 要保護生徒 数合計				要保護生徒	準要保護生徒	要保護・準 要保護生徒 合計	
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)			(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	4,674	23,498	28,172	57	28,229	127,570	3.66	18.42	22.08	22.13
青森県	398	6,409	6,807	13	6,820	32,980	1.21	19.43	20.64	20.68
岩手県	261	3,642	3,903	999	4,902	32,593	0.80	11.17	11.97	15.04
宮城県	723	6,468	7,191	2,626	9,817	59,787	1.21	10.82	12.03	16.42
秋田県	224	3,278	3,502	16	3,518	23,457	0.95	13.97	14.93	15.00
山形県	118	2,152	2,270	155	2,425	29,299	0.40	7.34	7.75	8.28
福島県	278	5,457	5,735	1,297	7,032	50,306	0.55	10.85	11.40	13.98
茨城県	483	6,268	6,751	47	6,798	76,059	0.64	8.24	8.88	8.94
栃木県	412	4,000	4,412	53	4,465	52,366	0.79	7.64	8.43	8.53
群馬県	226	4,281	4,507	24	4,531	53,485	0.42	8.00	8.43	8.47
埼玉県	2,256	25,284	27,540	95	27,635	180,651	1.25	14.00	15.24	15.30
千葉県	1,858	14,260	16,118	44	16,162	151,710	1.22	9.40	10.62	10.65
東京都	5,186	49,410	54,596	96	54,692	232,084	2.23	21.29	23.52	23.57
神奈川県	3,563	31,838	35,401	77	35,478	205,144	1.74	15.52	17.26	17.29
新潟県	403	10,529	10,932	113	11,045	56,992	0.71	18.47	19.18	19.38
富山県	34	2,305	2,339	6	2,345	27,735	0.12	8.31	8.43	8.46
石川県	82	4,507	4,589	10	4,599	30,721	0.27	14.67	14.94	14.97
福井県	53	2,021	2,074	6	2,080	21,374	0.25	9.46	9.70	9.73
山梨県	97	2,331	2,428	6	2,434	21,177	0.46	11.01	11.47	11.49
長野県	192	7,073	7,265	13	7,278	56,678	0.34	12.48	12.82	12.84
岐阜県	166	4,868	5,034	3	5,037	56,079	0.30	8.68	8.98	8.98
静岡県	705	7,475	8,180	5	8,185	95,553	0.74	7.82	8.56	8.57
愛知県	1,658	22,800	24,458	16	24,474	199,972	0.83	11.40	12.23	12.24
三重県	342	6,224	6,566	6	6,572	47,650	0.72	13.06	13.78	13.79
滋賀県	334	5,234	5,568	3	5,571	39,865	0.84	13.13	13.97	13.97
京都府	1,796	10,742	12,538	19	12,557	58,787	3.06	18.27	21.33	21.36
大阪府	6,868	47,248	54,116	25	54,141	209,611	3.28	22.54	25.82	25.83
兵庫県	2,753	19,862	22,615	12	22,627	137,280	2.01	14.47	16.47	16.48
奈良県	558	4,203	4,761	4	4,765	32,641	1.71	12.88	14.59	14.60
和歌山県	214	3,778	3,992	2	3,994	22,884	0.94	16.51	17.44	17.45
鳥取県	164	2,406	2,570	2	2,572	14,808	1.11	16.25	17.36	17.37
島根県	146	2,926	3,072	2	3,074	17,564	0.83	16.66	17.49	17.50
岡山県	701	7,281	7,982	8	7,990	50,098	1.40	14.53	15.93	15.95
広島県	1,144	14,797	15,941	2	15,943	68,555	1.67	21.58	23.25	23.26
山口県	264	7,408	7,672	5	7,677	33,983	0.78	21.80	22.58	22.59
徳島県	278	2,669	2,947	1	2,948	18,353	1.51	14.54	16.06	16.06
香川県	240	3,852	4,092	3	4,095	25,596	0.94	15.05	15.99	16.00
愛媛県	353	4,792	5,145	3	5,148	34,856	1.01	13.75	14.76	14.77
高知県	412	3,880	4,292	3	4,295	14,334	2.87	27.07	29.94	29.96
福岡県	3,185	26,947	30,132	11	30,143	128,929	2.47	20.90	23.37	23.38
佐賀県	116	2,873	2,989	2	2,991	22,928	0.51	12.53	13.04	13.05
長崎県	654	6,397	7,051	2	7,053	35,061	1.87	18.25	20.11	20.12
熊本県	538	7,132	7,670	482	8,152	47,372	1.14	15.06	16.19	17.21
大分県	313	5,112	5,425	1	5,426	29,043	1.08	17.60	18.68	18.68
宮崎県	396	4,997	5,393	2	5,395	28,630	1.38	17.45	18.84	18.84
鹿児島県	696	9,341	10,037	2	10,039	43,666	1.59	21.39	22.99	22.99
沖縄県	858	11,164	12,022	16	12,038	46,062	1.86	24.24	26.10	26.13
合計	47,373	471,419	518,792	6,395	525,187	3,082,328	1.54	15.29	16.83	17.04

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数	合計	公立小中学 校児童生徒 総数	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む）
	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数	要保護・準 要保護児童 生徒数合計				要保護児童生徒	準要保護児童生徒	要保護・準 要保護児童 生徒合計	
	(A)	(B)					(A) / (F)	(B) / (F)		
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	10,505	61,053	71,558	258	71,816	365,626	2.87	16.70	19.57	19.64
青森県	810	15,002	15,812	30	15,842	89,024	0.91	16.85	17.76	17.80
岩手県	652	9,187	9,839	2,415	12,254	90,262	0.72	10.18	10.90	13.58
宮城県	1,719	16,400	18,119	6,118	24,237	173,138	0.99	9.47	10.47	14.00
秋田県	465	8,228	8,693	40	8,733	64,993	0.72	12.66	13.38	13.44
山形県	289	5,342	5,631	396	6,027	81,109	0.36	6.59	6.94	7.43
福島県	640	14,526	15,166	3,075	18,241	137,534	0.47	10.56	11.03	13.26
茨城県	1,139	16,010	17,149	78	17,227	220,652	0.52	7.26	7.77	7.81
栃木県	912	11,258	12,170	99	12,269	151,531	0.60	7.43	8.03	8.10
群馬県	476	11,536	12,012	41	12,053	151,342	0.31	7.62	7.94	7.96
埼玉県	5,286	67,150	72,436	208	72,644	547,301	0.97	12.27	13.24	13.27
千葉県	4,536	36,277	40,813	59	40,872	460,418	0.99	7.88	8.86	8.88
東京都	12,092	128,115	140,207	193	140,400	812,504	1.49	15.77	17.26	17.28
神奈川県	9,284	88,051	97,335	125	97,460	651,667	1.42	13.51	14.94	14.96
新潟県	987	27,592	28,579	292	28,871	164,278	0.60	16.80	17.40	17.57
富山県	74	5,236	5,310	9	5,319	77,605	0.10	6.75	6.84	6.85
石川県	213	11,722	11,935	32	11,967	88,916	0.24	13.18	13.42	13.46
福井県	144	5,241	5,385	6	5,391	62,667	0.23	8.36	8.59	8.60
山梨県	267	5,680	5,947	9	5,956	59,788	0.45	9.50	9.95	9.96
長野県	437	17,562	17,999	20	18,019	161,981	0.27	10.84	11.11	11.12
岐阜県	394	12,429	12,823	35	12,858	161,189	0.24	7.71	7.96	7.98
静岡県	1,595	19,729	21,324	6	21,330	283,218	0.56	6.97	7.53	7.53
愛知県	4,411	58,387	62,798	39	62,837	609,406	0.72	9.58	10.30	10.31
三重県	885	16,812	17,697	12	17,709	140,016	0.63	12.01	12.64	12.65
滋賀県	837	14,040	14,877	6	14,883	120,687	0.69	11.63	12.33	12.33
京都府	4,239	27,899	32,138	50	32,188	180,606	2.35	15.45	17.79	17.82
大阪府	16,830	118,538	135,368	55	135,423	635,077	2.65	18.67	21.32	21.32
兵庫県	6,428	54,096	60,524	36	60,560	420,213	1.53	12.87	14.40	14.41
奈良県	1,331	11,332	12,663	7	12,670	97,749	1.36	11.59	12.95	12.96
和歌山県	517	9,914	10,431	2	10,433	67,370	0.77	14.72	15.48	15.49
鳥取県	395	6,350	6,745	5	6,750	43,491	0.91	14.60	15.51	15.52
島根県	362	7,904	8,266	7	8,273	51,619	0.70	15.31	16.01	16.03
岡山県	1,753	19,630	21,383	1,558	22,941	148,347	1.18	13.23	14.41	15.46
広島県	2,725	43,924	46,649	659	47,308	216,974	1.26	20.24	21.50	21.80
山口県	577	19,912	20,489	17	20,506	100,353	0.57	19.84	20.42	20.43
徳島県	616	6,746	7,362	0	7,362	52,297	1.18	12.90	14.08	14.08
香川県	588	10,225	10,813	4	10,817	74,874	0.79	13.66	14.44	14.45
愛媛県	889	12,595	13,484	345	13,829	102,704	0.87	12.26	13.13	13.46
高知県	903	11,105	12,008	2	12,010	46,237	1.95	24.02	25.97	25.97
福岡県	7,755	83,130	90,885	25	90,910	404,483	1.92	20.55	22.47	22.48
佐賀県	268	8,472	8,740	5	8,745	68,801	0.39	12.31	12.70	12.71
長崎県	1,532	17,637	19,169	4	19,173	104,372	1.47	16.90	18.37	18.37
熊本県	1,253	19,859	21,112	600	21,712	143,792	0.87	13.81	14.68	15.10
大分県	778	14,245	15,023	0	15,023	87,502	0.89	16.28	17.17	17.17
宮崎県	865	13,716	14,581	11	14,592	88,765	0.97	15.45	16.43	16.44
鹿児島県	1,693	27,845	29,538	5	29,543	132,921	1.27	20.95	22.22	22.23
沖縄県	2,035	33,877	35,912	27	35,939	144,877	1.40	23.38	24.79	24.81
合計	113,381	1,261,516	1,374,897	17,025	1,391,922	9,340,276	1.21	13.51	14.72	14.90

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

参考3-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護児童数	準要保護児童数	要保護・準 要保護児童 数合計				要保護児童	準要保護児童	要保護・準 要保護児童 合計	
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)				(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	6,311	39,103	45,414	155	45,569	242,021	2.61	16.16	18.76	18.83
青森県	470	9,135	9,605	17	9,622	57,842	0.81	15.79	16.61	16.63
岩手県	384	5,690	6,074	1,507	7,581	59,001	0.65	9.64	10.29	12.85
宮城県	1,032	10,226	11,258	3,928	15,186	115,160	0.90	8.88	9.78	13.19
秋田県	273	5,216	5,489	24	5,513	42,284	0.65	12.34	12.98	13.04
山形県	181	3,222	3,403	261	3,664	52,956	0.34	6.08	6.43	6.92
福島県	367	8,890	9,257	1,933	11,190	88,953	0.41	9.99	10.41	12.58
茨城県	684	9,746	10,430	55	10,485	146,905	0.47	6.63	7.10	7.14
栃木県	566	6,958	7,524	48	7,572	100,167	0.57	6.95	7.51	7.56
群馬県	285	7,259	7,544	21	7,565	99,460	0.29	7.30	7.58	7.61
埼玉県	3,198	42,434	45,632	125	45,757	370,010	0.86	11.47	12.33	12.37
千葉県	2,764	22,787	25,551	25	25,576	312,314	0.89	7.30	8.18	8.19
東京都	7,384	82,232	89,616	111	89,727	584,706	1.26	14.06	15.33	15.35
神奈川県	5,629	57,235	62,864	60	62,924	450,520	1.25	12.70	13.95	13.97
新潟県	618	17,700	18,318	198	18,516	108,691	0.57	16.28	16.85	17.04
富山県	38	2,970	3,008	5	3,013	50,488	0.08	5.88	5.96	5.97
石川県	132	7,427	7,559	21	7,580	58,932	0.22	12.60	12.83	12.86
福井県	83	3,199	3,282	2	3,284	41,748	0.20	7.66	7.86	7.87
山梨県	159	3,470	3,629	3	3,632	39,208	0.41	8.85	9.26	9.26
長野県	274	10,812	11,086	10	11,096	107,045	0.26	10.10	10.36	10.37
岐阜県	255	7,727	7,982	21	8,003	106,881	0.24	7.23	7.47	7.49
静岡県	987	12,347	13,334	2	13,336	190,233	0.52	6.49	7.01	7.01
愛知県	2,755	36,997	39,752	24	39,776	413,326	0.67	8.95	9.62	9.62
三重県	551	10,833	11,384	6	11,390	94,036	0.59	11.52	12.11	12.11
滋賀県	532	9,030	9,562	2	9,564	81,668	0.65	11.06	11.71	11.71
京都府	2,573	17,808	20,381	32	20,413	122,816	2.10	14.50	16.59	16.62
大阪府	10,643	76,631	87,274	35	87,309	431,825	2.46	17.75	20.21	20.22
兵庫県	4,030	35,027	39,057	20	39,077	286,922	1.40	12.21	13.61	13.62
奈良県	823	7,233	8,056	5	8,061	65,974	1.25	10.96	12.21	12.22
和歌山県	325	6,248	6,573	1	6,574	45,391	0.72	13.76	14.48	14.48
鳥取県	237	4,025	4,262	4	4,266	28,943	0.82	13.91	14.73	14.74
島根県	223	4,977	5,200	3	5,203	34,633	0.64	14.37	15.01	15.02
岡山県	1,113	12,325	13,438	1,011	14,449	99,493	1.12	12.39	13.51	14.52
広島県	1,656	29,669	31,325	453	31,778	149,643	1.11	19.83	20.93	21.24
山口県	354	12,921	13,275	12	13,287	67,450	0.52	19.16	19.68	19.70
徳島県	378	4,170	4,548	0	4,548	34,613	1.09	12.05	13.14	13.14
香川県	341	6,357	6,698	1	6,699	50,099	0.68	12.69	13.37	13.37
愛媛県	543	7,966	8,509	224	8,733	68,906	0.79	11.56	12.35	12.67
高知県	545	7,175	7,720	0	7,720	32,280	1.69	22.23	23.92	23.92
福岡県	4,850	56,794	61,644	18	61,662	277,777	1.75	20.45	22.19	22.20
佐賀県	168	5,590	5,758	4	5,762	46,448	0.36	12.03	12.40	12.41
長崎県	942	11,467	12,409	3	12,412	70,156	1.34	16.35	17.69	17.69
熊本県	769	12,756	13,525	377	13,902	97,406	0.79	13.10	13.89	14.27
大分県	468	9,168	9,636	0	9,636	59,027	0.79	15.53	16.32	16.32
宮崎県	508	8,823	9,331	8	9,339	60,863	0.83	14.50	15.33	15.34
鹿児島県	1,050	18,621	19,671	4	19,675	89,962	1.17	20.70	21.87	21.87
沖縄県	1,221	22,162	23,383	16	23,399	99,406	1.23	22.29	23.52	23.54
合計	69,672	810,558	880,230	10,795	891,025	6,334,588	1.10	12.80	13.90	14.07

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護生徒数	準要保護生徒数	要保護・準 要保護生徒 数合計				要保護生徒	準要保護生徒	要保護・準 要保護生徒 合計	
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)			(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	4,194	21,950	26,144	103	26,247	123,605	3.39	17.76	21.15	21.23
青森県	340	5,867	6,207	13	6,220	31,182	1.09	18.82	19.91	19.95
岩手県	268	3,497	3,765	908	4,673	31,261	0.86	11.19	12.04	14.95
宮城県	687	6,174	6,861	2,190	9,051	57,978	1.18	10.65	11.83	15.61
秋田県	192	3,012	3,204	16	3,220	22,709	0.85	13.26	14.11	14.18
山形県	108	2,120	2,228	135	2,363	28,153	0.38	7.53	7.91	8.39
福島県	273	5,636	5,909	1,142	7,051	48,581	0.56	11.60	12.16	14.51
茨城県	455	6,264	6,719	23	6,742	73,747	0.62	8.49	9.11	9.14
栃木県	346	4,300	4,646	51	4,697	51,364	0.67	8.37	9.05	9.14
群馬県	191	4,277	4,468	20	4,488	51,882	0.37	8.24	8.61	8.65
埼玉県	2,088	24,716	26,804	83	26,887	177,291	1.18	13.94	15.12	15.17
千葉県	1,772	13,490	15,262	34	15,296	148,104	1.20	9.11	10.30	10.33
東京都	4,708	45,883	50,591	82	50,673	227,798	2.07	20.14	22.21	22.24
神奈川県	3,655	30,816	34,471	65	34,536	201,147	1.82	15.32	17.14	17.17
新潟県	369	9,892	10,261	94	10,355	55,587	0.66	17.80	18.46	18.63
富山県	36	2,266	2,302	4	2,306	27,117	0.13	8.36	8.49	8.50
石川県	81	4,295	4,376	11	4,387	29,984	0.27	14.32	14.59	14.63
福井県	61	2,042	2,103	4	2,107	20,919	0.29	9.76	10.05	10.07
山梨県	108	2,210	2,318	6	2,324	20,580	0.52	10.74	11.26	11.29
長野県	163	6,750	6,913	10	6,923	54,936	0.30	12.29	12.58	12.60
岐阜県	139	4,702	4,841	14	4,855	54,308	0.26	8.66	8.91	8.94
静岡県	608	7,382	7,990	4	7,994	92,985	0.65	7.94	8.59	8.60
愛知県	1,656	21,390	23,046	15	23,061	196,080	0.84	10.91	11.75	11.76
三重県	334	5,979	6,313	6	6,319	45,980	0.73	13.00	13.73	13.74
滋賀県	305	5,010	5,315	4	5,319	39,019	0.78	12.84	13.62	13.63
京都府	1,666	10,091	11,757	18	11,775	57,790	2.88	17.46	20.34	20.38
大阪府	6,187	41,907	48,094	20	48,114	203,252	3.04	20.62	23.66	23.67
兵庫県	2,398	19,069	21,467	16	21,483	133,291	1.80	14.31	16.11	16.12
奈良県	508	4,099	4,607	2	4,609	31,775	1.60	12.90	14.50	14.51
和歌山県	192	3,666	3,858	1	3,859	21,979	0.87	16.68	17.55	17.56
鳥取県	158	2,325	2,483	1	2,484	14,548	1.09	15.98	17.07	17.07
島根県	139	2,927	3,066	4	3,070	16,986	0.82	17.23	18.05	18.07
岡山県	640	7,305	7,945	547	8,492	48,854	1.31	14.95	16.26	17.38
広島県	1,069	14,255	15,324	206	15,530	67,331	1.59	21.17	22.76	23.07
山口県	223	6,991	7,214	5	7,219	32,903	0.68	21.25	21.93	21.94
徳島県	238	2,576	2,814	0	2,814	17,684	1.35	14.57	15.91	15.91
香川県	247	3,868	4,115	3	4,118	24,775	1.00	15.61	16.61	16.62
愛媛県	346	4,629	4,975	121	5,096	33,798	1.02	13.70	14.72	15.08
高知県	358	3,930	4,288	2	4,290	13,957	2.57	28.16	30.72	30.74
福岡県	2,905	26,336	29,241	7	29,248	126,706	2.29	20.79	23.08	23.08
佐賀県	100	2,882	2,982	1	2,983	22,353	0.45	12.89	13.34	13.34
長崎県	590	6,170	6,760	1	6,761	34,216	1.72	18.03	19.76	19.76
熊本県	484	7,103	7,587	223	7,810	46,386	1.04	15.31	16.36	16.84
大分県	310	5,077	5,387	0	5,387	28,475	1.09	17.83	18.92	18.92
宮崎県	357	4,893	5,250	3	5,253	27,902	1.28	17.54	18.82	18.83
鹿児島県	643	9,224	9,867	1	9,868	42,959	1.50	21.47	22.97	22.97
沖縄県	814	11,715	12,529	11	12,540	45,471	1.79	25.76	27.55	27.58
合計	43,709	450,958	494,667	6,230	500,897	3,005,688	1.45	15.00	16.46	16.66

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

参 考 資 料

義務教育段階の就学援助（概要）

令和2年度予算額(案) 626百万円（前年度予算額 669百万円）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①**要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成28年度 約13万人】
- ②**準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成28年度 約130万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①**補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②**補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／卒業アルバム代等（新設）／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
（最近の動向）
平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。
- ③**国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④**令和2年度予算案**：
 - ・「新入学児童生徒学用品費等」の**中学校の単価引き上げ**
中学校：57,400円 → 60,000円（+2,600円）
 - ・その他、学用品費等について消費税増税を踏まえた単価引き上げ



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

令和2年度 要保護児童生徒援助費補助金 予算単価（案）

（単位：円／年額）

費 目	対象品目	小学校	中学校
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆・ノート・絵の具・副読本、運動衣、その他・実験・実習材料費も含む。）	11,630	22,730
通学用品費 （第1学年を除く）	児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上置き帽子等）。 なお、小・中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,600	2,310
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,690	6,210
柔 道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道）にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあってはスキー板、スキー靴、ストック及び金具）で当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの、その他にスケートのスケート靴も含む。 なお、補助対象品目の一部の金具（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	—	7,650
剣 道	同上	—	52,900
スキー	同上	26,500	38,030
スケート	同上	11,810	11,810
新入学児童生徒学用品費等	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カン・通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上置き帽子等）。	51,060	60,000
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、おしり代、通運費、旅行取扱料金。	21,890	60,910

（単位：円／年額）

費 目	対象品目	小学校	中学校
通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 （片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、豪雪地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学校や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。）	40,020	80,880
クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760	30,150
生徒会費	生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650	5,550
PTA会費	学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450	4,260
卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000	8,800
医療費	トラコーマ、結膜炎、白濁、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アトピー性皮膚炎、歯周病（虫歯保有を含む。）について、学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000
学校給食費			
完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）ミルク及びおかずである給食	53,000	62,000
補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食	41,000	46,000
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和2年度予算額（案） 3,020百万円 【東日本大震災
（前年度予算 4,382百万円）復興特別会計】



背景説明

- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の全額（10/10）を国庫で支援（一部を除く。）する。
- <現状>
- 本事業の支援者数は、発災直後には約6万8千人（うち、被災3県は約5万4千人）であったが、被災地の復興に伴い、支援者数は減少。
- 2018（平成30）年度には発災直後の半数以下まで減少したが、いまだ約2万5千人（うち、被災3県は約2万3千人）が支援対象となっている。

【小・中学校】

- （対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
- （対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

- （対象者） 震災により就学困難となった生徒
- （対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

【特別支援学校等】

- （対象者） 震災により就学困難となった幼児児童生徒（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
- （対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



【私立学校】

- （対象者） 震災により就学等が困難となった幼児児童生徒
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

【専修学校・各種学校】

- （対象者） 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
- ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
- ※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和2年度予算額（案）
（前年度予算額）

911百万円
594百万円



背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 大規模災害（熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号）により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

【小・中学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
- （対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立高等学校等】

- （対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

【専修学校・各種学校】

- （対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
 - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
 - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

【高等学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった生徒
- （対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

【特別支援学校等】

- （対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
- （対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～ 日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて ～
（令和元年11月29日閣議決定）

第3 子供の貧困に関する指標

指 標		直近値	算出方法
就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）		65.6% （平成29年度）	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 （出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ）
新入学児童生徒学用品費等の 入学前支給の実施状況	小学校	47.2% （平成30年度）	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 （出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ）
	中学校	56.8% （平成30年度）	

第4 指標の改善に向けた重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

（6）教育費負担の軽減

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。